

令和3年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第6号から議案第16号までの11件について、
審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第6号から議案第8号までの3件について、
ご報告いたします。

本3件は、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する基本協定書の規定により、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、本市が筑紫地区介護認定審査会の事務局担当市となることによるものであり、関連する内容であることから、執行部から一括して説明を受けました。

はじめに、『議案第6号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区介護認定審査会の審査委員等の報酬について定めるため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第7号 筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区介護認定審査会の審査委員等の費用弁償について定めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第8号 筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区介護認定審査会事業の特別会計を設置するため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第9号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、「連携施設の確保義務」の緩和措置を定めること、居宅訪問型保育事業の実施可能な例を明示化することにあります。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第10号 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、「連携施設の確保義務」の緩和措置を定めることであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第11号 筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険料の算定において、税制改正に伴う不利益が生じないよう所要の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、介護保険料の算出において基金を約2億9千万円取り崩すこととしているが、基金の残高はいくらになるのかとの質疑があり、執行部からは、令和2年度末の基金の残高が約4億7千万円であるため、約2億9千万円を差し引いた約1億8千万円であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第12号 筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件、『議案第13号 筑紫野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件、『議案第14号 筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件及び『議案第15号 筑紫野市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件については、改正を行う理由が同一でありますので、一括してご報告いたします。

本4件は、厚生労働省令に定められている同基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、感染症や災害への対応力の強化、電磁的記録による保存など文書負担軽減や手続きの効率化です。

委員会では、今回の改正は、分量が多く、事業者には負担が大きいと思われるが、市はどのように関わっていくのかとの質疑があり、執行部からは、例年は、集団指導という形で制度改正の説明会をしているが、今回はコロナ禍のため文書での案内になるので、事業者から相談があった場合には国の基準に基づいた説明を丁寧にしていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第16号 筑紫野市立診療所設置条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種を実施するため、予防接種会場として筑紫野市役所及び筑紫野市総合保健福祉センター内に診療所を設置するため条例を制定するものです。

執行部から、短期間で大量の接種を行う必要があるため、ソーシャルディスタンスを維持できる広さであること、広い駐車場があること、冷暖房設備が整っているこ

となどを考慮し、会場を選定している、との説明がありました。

委員会では、短期間で大量にワクチンを接種する必要があるとのことであるが2会場でのみ実施するのは何故かとの質疑があり、執行部からは、医師会と筑紫地区5市との協議の中で、1時間当たり75名程度の接種を行うことを想定した場合、1会場に医師5名、看護師10名を配置する必要があることから、医師会より2会場での実施を提案されたためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和3年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第20号 令和2年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、歳入歳出をそれぞれ1億3334万8千円追加し、歳入歳出予算の総額を68億4248万6千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出については、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などの増額であり、歳入については、給付費の増加に伴う国庫支出金の増額などであります。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和3年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第29号及び議案第30号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第29号 令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、奨学資金の貸与が主な内容で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ745万8千円とするものです。

委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、申込者が増え、予算が不足する場合はどうするのかとの質疑があり、執行部からは、必要に応じて予算措置を検討するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第30号 令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、介護サービスの給付事業が主なもので、歳入歳出予算の総額を、66億3279万8千円とするものです。

委員会では、今後、高齢化により介護サービス受給者が増え、市の負担金が増加していくと思うが、どのような対策を講じていくのかとの質疑があり、執行部からは、要介護にならないような事業として、地域のサロンやシニアクラブ等に対して介護予防の取組をしているので、引き続き、その推進に努めていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和3年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第32号 令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本会計は、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する基本協定書の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度の2ヶ年間、本市に設置されるもので、本予算について、歳入歳出予算の総額を8104万4千円とするものです。

委員会では、認定審査会費が令和2年度と比べて減額しているが何故かとの質疑があり、執行部からは、令和2年度は全ての認定審査会が開催されると想定し、予算を計上していたが、令和3年度は、実績に基づき開催回数を推計して予算を計上しているためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。